

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 3 日現在

機関番号：44317

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23531101

研究課題名(和文) 保育士のワーク・ライフ・バランスの実態と就労継続の諸条件の実証的研究

研究課題名(英文) A Study on the Actual Conditions on Work-Life Balance of Child Care Workers and Their Continuous Working Life

研究代表者

中根 真 (NAKANE, MAKOTO)

龍谷大学短期大学部・その他部局等・教授

研究者番号：00309642

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円、(間接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)： 保育士のワーク・ライフ・バランス(以下、WLBと略記)の実態と就労継続の諸条件を明らかにするため、文献調査に加えて、複数の保育所保育士および児童養護施設職員に対するインタビュー調査を実施した。

その成果は2つある。第1に保育士のWLB論議が低調であり、その背景には低賃金等の労働問題、非正規職員比率や独身女性比率、離職率の高さ等があることが明らかになった。第2にインタビュー調査を通じてWLBの実態の多様性と同時に、本人の主体的条件、職場の条件、家庭の条件、社会的条件の4つが明らかとなり、とりわけ家庭の条件の有無とその内容が就労継続に強く影響していることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)： I reviewed various materials and interviewed day nursery teachers and staffs of child welfare facility to reveal the actual conditions on work-life balance of child care workers and their continuous working life.

We found two findings. Firstly it reveal that there were few discussions on the actual conditions on work-life balance of child care workers and their continuous working life in Japan. Because there were serious issues about low wage and high ratio of part-time and single female workers and their turn-over. Secondly by our interview reseaches it reveal that there are various actual conditions on work-life balance of child care workers and their continuous working life dependent on four conditions i.e. subjective motivations, workplace, family and home, social resources. Especially it reveal that condition of family and home is decisive to their continuous working life.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：保育士の主体的条件 保育士の職場の条件 保育士の家庭の条件 保育士の社会的条件

1. 研究開始当初の背景

若年層保育士の離職率の高さがあり、その定着化に向けた短期的な方策に加え、中長期的な方策や条件整備の検討が要請されていると考えた。

したがって、本研究は保育士のワークとライフの関連に着目し、そのバランスの実態や職場における就労継続のための支援策、家庭における就労継続のための支援の現状等の把握を目指した。

2. 研究の目的

保育士のワーク・ライフ・バランス(以下、WLB と略記)の実態と就労継続の諸条件を実証的に明らかにすることを目的とした。

なお、具体的には、通所施設としての保育所および入所施設としての児童養護施設の職員であり、かつ原則的にインタビュー調査時点において小学生以下の子どもを育てている者を調査対象として想定した。

3. 研究の方法

以上の目的を達成するために、2つの方法を用いて研究を実施した。

(1) 文献調査

保育者のWLBに関する現代的把握

各種政府刊行物を活用して保育者(保育士・児童養護施設職員・幼稚園教諭)の労働と生活をめぐる統計的な実態の整理を試み、保育者のWLB論議が総じて低調である背景を検討した。

保育者のWLBに関する歴史的把握

保育士(保育)のWLB問題に関する歴史的な実態把握を試みた。具体的には所属研究機関の図書館等が所蔵する資料に関する文献調査を基本とし、保育者(保育士・幼稚園教諭・施設職員等)による手記や実践記録等の文献調査を行った。

また、戦前期に活躍した社会事業学者・海野幸徳(1879~1955)の託児所論を集中的に検討し、大正期から昭和初期における託児所保姆の資格や経験、給料の実態をふまえ、その待遇問題が古くて新しい問題であったことを歴史的に裏づけた。

さらに、インタビュー調査の対象となった保育所保育士のうち、1970~1980年代に仕事と育児の両立を経験した者2名に焦点化し、当時の資料およびインタビュー・データを活用して、その問題の歴史性を明らかにした。

(2) 保育所保育士および児童養護施設職員、各施設長へのインタビュー調査

保育所調査

平成23年度はA市内に所在する2つの民間保育園において保育士および施設長へのインタビュー調査を実施した。また、平成25年度はA市内に所在する民間保育園の退職保育士への調査も実施した。

児童養護施設調査

平成23年度はB市内に所在する民間児童養護施設の退職保育士、副施設長および現職員へのインタビュー調査を実施した。また、平成25年度はB市内に所在する民間児童養護施設において職員および施設長へのインタビュー調査を実施した。

4. 研究成果

(1) 現代的な把握

調査対象地域が限定されたが、保育所保育士、児童養護施設職員、各施設長対象のインタビュー調査を通じて、そのWLBの実態と就労継続の諸条件を実証的に明らかにした。

以下、具体的な成果を列挙する。

雑誌論文の成果

保育士の就労継続のための4条件、すなわち主体的条件、職場の条件、家庭の条件、社会的条件を考察した結果、個々の条件が継続要因になる場合、また状況によっては中断要因になる可能性を明らかにした。

就労継続できるのはなぜかという問いに対し、実際は文字どおりケースバイケースであるが、強いて要約すれば、次のようになる。直接的な条件としては、親としての育児時間が常時、非常時を問わず確保しやすい職場である、夫や祖父母等の日常的な協力・支援が得られやすい、保育所等の社会資源をある程度有効に利用できることである。

また、間接的な条件としては、保育士本人が自らの出産・育児経験を通じ、さらなる専門職としての成長・発達欲求をもつ、の欲求の充足が可能なバランスの良い職場組織であり、納得できる保育方針を備えた職場であること、加えて保育者のアイデンティティを揺らがす育児の矛盾や葛藤について、その受容や克服を促す上司や同僚に恵まれた職場である、家族の健康状態が良好または安定していることである。

以上の諸条件の全部または一部が整うことによって、就労継続の可能性が高まる可能性が示唆された。

雑誌論文の成果

各種データを総合し、保育者のWLB論議が低調である背景や理由を仮説的に述べれば、

保育者は依然として長時間労働、低賃金の諸問題に直面しており、その結果として早期退職に象徴されるような離職率が高い現状にある。このことはWLB論議以前の諸問題が山積した状況下にあることを反映しており、加えて近年では非正規職員比率が次第に高まるなか、正規職員の論議すら低調であるため、非正規職員もまた論議の対象になりえていないのではないかと考えられる。

そもそもWLBの論議は働き方の見直し、具体的には女性のM字型就業構造や、生活時間(家事・育児時間)における男女の「アンバランス」の改善が起点であった。ところが、本研究でデータを示してきた保育所、児童養護施設、幼稚園のいずれにおいても保育者は独身女性が圧倒的多数を占め、逆に言えば、既婚かつ有子の女性は少数派にとどまっている可能性が示唆された。こうした状況のなかには、保育者のWLB論議が生起するはずもなく、「特に中堅の世代の層が職場で薄くなってしまうこと」(社)全国保育士養成協議会専門委員会編2010:273)や「中抜けの年齢構成」(垣内編著2011:122)という組織的構造の反映であることは否めない。

したがって、公立施設・国公立学校勤務の一部の保育者を除けば、大多数の私立施設・学校勤務の保育者は短大・大学等を卒業後、独身時代を中心に勤続10年以内に「家庭の事情」等により退職する傾向が高いため、既婚かつ有子というライフ・ステージにおいて本格化するWLBの論議は生起しにくく、たとえ生起したとしても低調である可能性が示された。

図書 の成果

本報告書は既発表論文で主に構成されているが、平成23年度および25年度に実施した児童養護施設調査の結果を調査報告として収録した(87~101ページ)。

インタビュー調査は男女5名の職員に対して実施したが、性別および配偶者の職業の有

無によって、WLBの実現に向けた創意・工夫や努力は異質であることが明らかになった。

男性職員2名は、日常的な家事・育児の遂行を全面的に専業主婦の妻に委ねている。また、両名とも本人の実家に近居しているため、必要に応じて実家の支援を受けている。仕事と育児の両立条件の1つである「子どもの病気等の緊急時に育児や看護を代行してくれる者の存在」を考慮すると、両名の場合、専業主婦の妻に加え、本人の実家がそれに相当し、その意味では二重の支援体制があると言える。確かに日頃の家事・育児の遂行や緊急時の対応という面では恵まれた条件にあると考えられる。

とはいえ、男性職員に以上の条件がある場合、異質な悩みや葛藤を抱える可能性もある。他施設の男性職員によれば、「自分の子どもに十分会えないのに、施設の子どもをみななければならないというジレンマ」があるという。つまり、専業主婦の妻であれば、なおさら男性職員が職場に拘束されやすく、具体的には土日や祝日に休めず、学校行事等にも恒常的に不参加になる等、父親として生きにくい現実もあるという。

逆に、女性職員の場合はどうか。夫婦共働きの場合、「子どもの病気等の緊急時に育児や看護を代行してくれる者の存在」が問題となる。3名の女性職員は以下の2つの対応をとっていることが明らかになった。

1)実母を中心とした実家への依存と協力

2名の共通点は、本人の実家に近居し、実母を中心に実家への依存と協力がえられる状況のなかで就労継続していることであった。つまり、常時は保育所を利用し、非常時には実家が支援する体制になっていた。

2)勤務形態の変更

他の1名は夫婦ともそれぞれの実家が遠距離にあるため、常時の保育所利用以外は支援者の存在が皆無であった。そこで、乳幼児期の非常時に備えることを考慮し、当該職員は

育休後の復職時に自身の雇用形態を常勤職員から非常勤職員に変更したという。

以上のように、夫婦共働きの場合、実家への依存と協力が可能か、不可能な場合は本人の勤務形態の変更によって家事・育児時間の確保を容易にするのが現実的な対応になっている。つまり、本人または配偶者の両親と同居・近居という条件の有無によって、対応が分岐していると言える。

なお、以上3名の例をふまえると、当初設定していた「有職・有子女性のライフコース」のうち、類型1(両立)はさらに2つに区別する必要があることが明らかになった。1つは「結婚し出産し、仕事を常勤で継続」、もう1つは「結婚し出産し、仕事を非常勤で継続」という2つである。同様に、類型4(出産中断・再就職)および類型5(結婚中断・再就職)についても、再就職時の雇用形態が常勤なのか、非常勤なのかを区別する必要があると考えられる。

最後に施設アドミニストレーション課題としての職員のWLBについて、調査対象となった児童養護施設Dの場合、産休・育休の制度はある。ただし、復職後の育児時短制度や業務免除などの配慮は皆無であった。常勤職員としての職務、非常勤職員としての職務はそれぞれ一律・平等であるという。施設長によれば、その理由は児童養護施設が小規模な組織であるがゆえに、そうした制度や配慮が実現不可能であるとの説明であった。となると、現状では先述したように、職員本人や家族等の自助努力による調整によって、仕事と家庭生活の両立を実現させるしかない。

しかし、昨今の児童養護施設の現状を直視すると、職員のWLB実現に向けて、自助努力の段階から組織的な取り組みの段階への移行が望まれているのではないかと考える。家庭生活における育児や介護等によって仕事に投入できる時間に制約がある職員を「時間制約」職員と呼べば(佐藤・武石 2010:3)

こうした職員のWLBは個人の課題ではなく、施設アドミニストレーションの課題の1つとして設定していく必要があるのではないかと。特に昨今、入所児童に占める被虐待児の比率が高まるなか、その処遇において経験豊富な職員の確保は重要な課題となっているからである。

したがって、新卒者だけでなく、経験豊富な中堅職員が就労継続するためには、職員本人の自助努力に加え、「時間制約」職員の存在を前提として組織的にどのような諸条件を整備していくのかを真摯に問う時期に来ていると考える。このことは中長期的にみれば、児童養護実践の質やレベルの維持・向上に関わる重要な課題の1つであることが示された。

(2) 歴史的な把握

歴史的な研究を併用した成果として、第1に1970~1980年代に仕事と育児の両立を経験した「保母」へのインタビュー調査をふまえ、過去の実態把握と2010年代の現在との異同を明らかにした。

第2に社会事業学者・海野幸徳の託児所論の検討を通じ、戦前期託児所保母の待遇問題について部分的ではあるが、明らかにした。

以下、具体的な成果を列挙する。

雑誌論文の成果

民営保育所の保母たちは 主体的条件を基調として、 職場の条件、 家庭の条件、 社会的条件に支えられて、仕事と家庭生活の両立を図っていたことが明らかになった。両立を可能にした諸条件を具体的に挙げれば、 は職業婦人としての主体性、 は産前産後休業や育児休業の制度利用、 は配偶者をはじめ両親や義父母の支援、 とりわけ子どもの病気等の緊急時における支援、 は就学前保育として認可保育所や昼間里親の利用、 就学後の保育として学童保育の利用であった。

ひるがえって、2010年代の保育所保育士のWLBの現状や課題との異同、その共通性と相違点あるいは連続性と不連続性について、結論的に言えば、依然として家庭の条件と就学

前後の保育という社会的条件の有無とが就労の継続要因として重要である点是不変であった。子ども・子育て支援新システムへの移行期の現在、保育士の子どもの保育所への優先的利用も保育所整備を急ぐ自治体が必要と判断すれば認められるが(読売新聞 2013年 10月 4日)同時に病児保育や学童保育所、児童館の量的・質的な整備を併せて行い、保育士の家庭の条件の有無を超えた社会的条件の量的・質的整備という方向性が決定的に重要になると考えられる。

問題の核心は、性別を問わず保育者の「家族的責任」と「職業的責任」のバランス、その調整方法に帰着する。本研究は女性保母を事例とした過去の実態把握の試みに過ぎず、その内実は女性労働全般に共通している面もある。ただし、現在行われている仕事と育児の両立支援策は「少数の」高学歴で能力のある女性(高学歴、キャリア志向の正社員女性)向けであり(山田 2007: 205-206)結果的に女性のWLBに格差が生じていることは看過できない。

雑誌論文 の成果

海野幸徳の託児所論もまた子どもへの養護・教育機能、家庭改善機能、隣保(部落)改善機能の3つのレベルに対し、濃淡はあっても論及されている可能性があるという本稿の仮説について、全ての機能が直接的に論及されていることが確認された。

要約すれば、海野にとって託児所は児童の健康保護につとめ、親代わりの養育機能・役割を担い、児童心身の発達と悪化の防止に努める広義の教育機関であった。また、託児所が母親を感化、教育し(知識啓発を行い)良き相談相手になる点では家庭改善機能の担い手としても認識されていた。さらに、託児所はコミュニティ・センターとして近隣改善の機能を果たすことが、その善隣館事業論や隣保事業論、融和事業論においても言及されている。加えて、特筆されるのは、優生学

的な発想が顕著に示された、託児所=国民造成機関あるいは国民造成の初舞台であるという認識である。

こうした海野の託児所に対する認識は、その社会事業学の位置づけとの相関において的確に理解できる。杉田によれば、海野にとって社会事業学とは生物学・優生学を超越した学問体系であり、優生学的社会政策であった。つまり、海野にとって人口問題は人口減少、より厳密に言えば、中・上流社会の縮小と下流社会の膨張という現象であり、そこに人口の質の問題、すなわち「人種の劣生化」が問題とされた。この問題に対応するためには「遺伝による社会事業」と「境遇による社会事業」の2つが必要となり、優生と優境という2つの概念を同時に包括する見地に立っているという(杉田 2007: 32-36)。

以上、海野にとって優生学から社会事業学への転向は生物学・優生学の限界を超えるためであったとする仮説に依拠すれば、その転向は断絶ではなく、むしろ連続性があると解釈するのが自然であろう。このような解釈に立てば、託児所は幼児に対する「境遇による社会事業」の一翼を担うからこそ、児童の健康保護や親代わりの養育機能・役割、児童心身の発達と悪化の防止に努める広義の教育機関として母親を感化・教育し、良き相談相手になる点が強調されていると理解することができる。

こうした託児所の優生学的な位置づけのなか、託児の具体的な担い手となる保母に対する認識は、具体的には西陣託児所の視察報告をふまえ、その配置状況(保母1人:児童25人)、資格・経験(元・小学校教員)、給料(平均給料が過少、最低七拾圓位)の3点が言及されている。つまり、論点となっているのは熟練した保母の存在と、それに見合った給料待遇の保障である。特に後者の改善なくしては保母の「勤続困難」は不可避であると認識していた点(海野1931b: 211)は重要であ

り、80年以上の歳月を経た現在も依然としてこの問題が持続しており(中根2012b:55-58)、保育者の待遇問題は古くて新しい問題の1つであることが示されている。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 4件)

中根真(2014)「「民営保育所『保母』のワーク・ライフ・バランスの実態」『龍谷大学論集』484、掲載決定、査読無。

中根真(2014)「「保育所保育士のワーク・ライフ・バランス(Work-Life Balance)の実態と課題」日本保育学会『保育学研究』52(1)、掲載決定、査読有。

中根真(2013)「「海野幸徳の託児所論」『龍谷大学論集』482、65-90、査読無。

中根真(2012)「「保育者のワーク・ライフ・バランス(Work-Life Balance)研究序説」『龍谷大学論集』480、46-66、査読無。

(<http://repo.lib.ryukoku.ac.jp/jspui/handle/10519/5301>)

[学会発表](計 1件)

中根真「「社会福祉労働者・従事者研究における新たな研究アプローチの模索と課題」、関西社会福祉学会第25回若手研究者・院生情報交換会(2012年7月8日、於：龍谷大学深草学舎)

[図書](計 2件)

中根真(2014)『「保育士のワーク・ライフ・バランスの実態と就労継続の諸条件の実証的研究 平成23年度～平成25年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書』全103ページ。

中根真(2013)「「コラム :『保育に生きる人びと』に聴く、その生活と人生」児玉衣子・中根真・森久佳編著『「こどもと関わる』ブイツーソリューション、182-183。

中根真(2013)「「第11章 保育者のワーク・ライフ・バランス(Work-Life

Balance)を考える」児玉衣子・中根真・森久佳編著『「こどもと関わる』ブイツーソリューション、167-181。

6. 研究組織

(1)研究代表者

中根 真(NAKANE, Makoto)

龍谷大学短期大学部こども教育学科・教授

研究者番号：23531101